

# 兵庫県公報

平成20年 6月27日 金曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

告示 有害がん具類等の指定（男女青少年課）.....	ページ 1
-------------------------------	----------

## 告示

### 兵庫県告示第672号の3

青少年愛護条例（昭和38年兵庫県条例第17号）第12条第4項の規定により、有害がん具類等として次のものを指定する。

平成20年 6月27日

兵庫県知事 井戸敏三

種類	品名	形状、構造又は機能	指定理由
刃物類	両刃ナイフ （ダガーナイフ等）	<sup>しのぎ</sup> 鑷を中心として左右が対称な両刃の刃体を有するナイフで、刃体の先端部が著しく鋭いもの。	当該刃物類は、人体に危害を及ぼすおそれがある形状を有するものであり、青少年に所持させることは、その健全な育成を阻害するものと認められる。